

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人虎伏学園

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人虎伏学園(以下「法人」という。)の定款第九条による評議員の報酬等及び定款第二四条による役員の報酬支給について定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報 酬)

第 3 条 役員等が理事会・評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり役員報酬(支弁費)を支給する。

・理事、監事、評議員 1回 8,000円 (源泉所得税徴収後)

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、その都度銀行振込にて支払う。

第3章 改廃等

(改 廃)

第 5 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、法人の理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和 1年 12月 1日より施行する。